

## 商標法13条 馳名商標の保護範囲に対する影響

---

日付: Apr 30  
2020

酷狗公司是、万慧達に依頼して、41類の役務に登録された第7583066号の「酷狗KuGouu」商標に対して、無効審判を請求し、その後行政訴訟を提起した。評審委員会が全部の役務に対して争議商標を取り消すと裁定した。一審裁判官は、争議商標が商標法第三十一条の規定に違反した、酷狗商標は馳名商標を認定する必要はなく、一部の役務に登録商標を維持するように判決した。

2017年3月13日、北京高院は(2017)京行終248号の判決を下し、第三十一条を適用する時に、指定の全役務をカバーできない場合、第十三条に対する審査が必要であると判断した。審査の結果、北京高院は「酷狗」の未登録商標がすでに一般に知られている馳名なレベルに達したと認定し、すべての役務に対して争議商標を取り消すと判決した。